

山梨県立科学館 指定管理者募集に関する質問への回答（1回目）

No.	質 問 内 容	回 答
1	【募集要項】 2 申請手続等 （6）申請書類の受付 申請は①書面申請と②電子申請のどちらか1つで良いか。それとも、2つの方法で申請が必要か。	申請はどちらかの方法で構いません。 なお、電子申請の場合で、押印を必要とする書類を電子署名で行う場合は、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条第2項に示されている電子証明書も併せてご提出ください。
2	【募集要項】 第5 指定管理者の候補者の選定 4 二次審査 「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載している内容を使い、プレゼンテーション用の資料を作成することは問題ないか。	計画書に記載されている内容を補足する資料を作成することは問題ありませんが、計画書に記載されていない内容の資料を作成することは認めません。
3	【運營業務の内容及び基準】 3 施設の運營業務に関する内容及び基準 （13）その他① 理系人材育成事業への連携・協力にかかる費用（例：事業用材料購入費、講師の派遣費用など）が発生した場合、指定管理者の負担となるか。	県の事業として実施する理系人材育成事業における連携・協力にかかる費用については県で負担します。 なお、指定管理業務の中で、人材育成に関する事業を実施する場合は、指定管理者の負担となります。
4	【その他】 プラネタリウム機器のリニューアルについて、次期指定管理期間に更新の予定があるか。また、ある場合は何年目を予定しているか。	現時点では、プラネタリウム機器の更新予定はありません。 ただし、今後の施設運営上の必要性や予算措置等を踏まえ、県の判断により更新を行う可能性はあります。